



特定操縦免許講習 受講案内



特定操縦免許講習

小型船舶免許交付(1級 or 2級)

救命講習・約7時間 **修了試験**

学科・約4時間 **修了試験**

実技・約4時間 **修了試験**

新・特定操縦免許取得

【特定操縦免許】の制度が変更になりました。

⚓ 旅客船（遊覧船や屋形船など）や遊漁船（釣船や瀬渡し船など）等人の運送をする小型船舶の船長になろうとする方に必要な資格です。

⚓【特定操縦免許講習】とは

↳ この資格を新規に取得されたい方を対象とした合計15時間の講習です。

- 救命に関する科目（7時間）＋ 修了試験
 - 学科講習（4時間）【小型旅客船の船長の心得に関する科目】＋ 修了試験
 - 実技講習（4時間）【小型船舶の取扱い、基本操縦及び応用操縦に関する科目】＋ 修了試験
- 3種類の科目を終了し、免許証の交付を受けることで旅客船等の小型船舶の船長業務ができます。

⚓【移行講習】とは

↳ すでに特定操縦免許証をお持ちの方が、2026年4月1日以降も旅客船や遊漁船など人の運送をする小型船舶の船長の業務を行う方を対象とした講習です。

- 学科講習（4時間）【小型旅客船の船長の心得に関する科目】＋ 修了試験
- 実技講習（4時間）【小型船舶の取扱い、基本操縦及び応用操縦に関する科目】＋ 修了試験

〔小型旅客船・遊漁船の船長として3ヶ月の乗船履歴が、証明できれば移行講習の実技講習は免除できます。〕
〔なお、実技科目免除は、移行講習に限られており、経過措置期間が終了するまでの適用となります。〕

移行講習

特定操縦免許保有者

移行講習 学科・約4時間 **修了試験**

移行講習 実技・約4時間 **修了試験**

乗船履歴保有者 ※実技免除

新・特定操縦免許取得

現在、特定操縦免許を取得している方も**2年間の経過措置期間中（2026年3月31日まで）に移行講習の受講及び申請が必要**となります。移行講習を受講しないと経過措置期間が終了後「特定操縦免許」の効力はなくなり旅客船等の小型船舶の船長業務ができなくなりますのでご注意ください。なお、両講習を受講するうえで免許証が失効してる場合にはあらかじめ失効再交付講習の受講が必要となります。

交付される・新・特定操縦免許証には、履歴限定制度が導入されました。

一定の乗船履歴がない場合には、小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できる航行区域が平水区域【特定限】に限定されます。

全ての航行区域【特定全】で乗船したい方は一定の乗船履歴（沿海区域以遠を航行する総トン数200トン未満の船舶において、船長・航海士又は甲板部員としての乗船履歴が1年以上あり既定の用紙で証明できる場合）が必要となります。

※ただし一級又は二級の操縦免許に 応じた区域

・限定を解除する方法については、国土交通省の特設ページをご確認ください。

国土交通省



特設ページ

特定操縦免許講習・移行講習等のお申し込み：お問合せは

(株)日本船舶職員養成協会東北 (JEIS東北)

〒985-0016 宮城県塩釜市港町1-4-1 マリンゲート塩釜内

TEL 022-290-3091 / FAX 022-290-3092

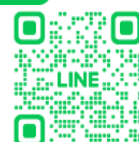
Eメール mail@jeistohoku.jp

ウェブサイト https://www.jeistohoku.jp (ジェイス東北で検索！)

公式HP



LINE 友だち追加はこちらから！




① JEIS東北へ受講希望を連絡！【TEL・LINE・メールなど】：要仮予約！操縦免許証があるとスムーズです

ご希望の講習を伝えてください。「特定操縦免許講習」or「移行講習」の日程、講習科目

| 特定操縦免許講習・移行講習 | | | 第1回：8月（塩釜会場）移行講習 | | | 第2回：9月（塩釜会場） | | | |
|---|----------|-------|-------------------|----------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| 救命科目（講習：約7時間＋試験） 学科科目（講習：約4時間＋試験） 実技科目（講習：約4時間＋試験） ※上記の講習時間に昼食時間は含まれておりません | 日程 | 講習科目 | 開始時間 | 日程 | 講習科目 | 開始時間 | 日程 | 講習科目 | 開始時間 |
| | 8月21日(水) | 学科 | 10:00 | 9月12日(木) | 救命 | 09:00 | 9月12日(木) | 救命 | 09:00 |
| | 8月27日(火) | 実技 | 10:00 | 9月13日(金) | 学科 | 10:00 | 9月13日(金) | 学科 | 10:00 |
| | | | | 9月25日(水) | 実技 | 10:00 | 9月25日(水) | 実技 | 10:00 |
| 第3回：10月（塩釜会場）移行講習 | | | 第4回：11月（塩釜会場）移行講習 | | | 第5回：12月（塩釜会場） | | | |
| 日程 | 講習科目 | 開始時間 | 日程 | 講習科目 | 開始時間 | 日程 | 講習科目 | 開始時間 | |
| 10月09日(水) | 学科 | 10:00 | 11月20日(水) | 学科 | 10:00 | 12月18日(水) | 救命 | 09:00 | |
| 10月10日(木) | 実技 | 10:00 | 11月25日(月) | 実技 | 10:00 | 12月20日(金) | 学科 | 10:00 | |
| | | | | | | 12月21日(土) | 実技 | 10:00 | |

② 本予約には、下記準備物が必要です。JEIS東北へ講習の2週間前までに必着ください。

| 1. 受講申込書（JEISホームページよりダウンロードできます） | ・・・ | 1通 | | | |
|---|---|---------|--------|----------|--|
| 2. 証明写真 縦4.5㍍×横3.5㍍（6ヵ月以内に撮影したもの） | ・・・ | 2枚（※1） | | | |
| （※1）免許証取得前、免許証同時申請、後日別途申請される場合は1枚です。 | | | | | |
| 3. 小型船舶免許証の写し（取得している方のみ） | ・・・ | 1通（※2） | | | |
| （※2）免許証記載事項に、変更ある方は本籍記載の住民票（1年以内で有効期限に余裕があるもの）提出してください。 | | | | | |
| 4. 移行講習：実技免除される方のみ（A+Bの証明書類） |  | | | | |
| A：乗船履歴証明書：小型旅客船用・遊漁船用 | | | | | |
| B：別途必要なもの(いずれか1点) | | | | | |
| ・船員手帳又は地方運輸局長の船員手帳記載事項証明書の写し | | | | | |
| ・小型旅客船船長の場合、使用者である船舶所有者から交付された労働条件通知書 （申請者が船長として雇用されているものが分かるものに限る）の写し | | | | | |
| ・遊漁船船長の場合、使用者である遊漁船事業者が都道府県に届け出た業務規定の別表1の写し | | | | | |
| ※書類審査には、数日要しますのでご了承ください。 | | | | | |
| 5. 受講料 <<振込先>> 七十七銀行 塩釜支店 普通 9243330（株）日本船舶職員養成協会東北 | | | | | |
| ※振込手数料はお客様のご負担となります。 振込の際には、「受講者氏名」と「受講日」をご入力ください。入力例：受講日が04月01日→0401、10月10日→1010 など | | | | | |
| 特定操縦免許講習 | 受講料（試験料含む） | 教本代 | 合計 | | |
| 新規取得者 | 救命に関する科目 | ¥26,500 | ¥1,100 | ¥120,350 | |
| | 学科講習 | ¥20,000 | ¥2,750 | | |
| | 実技講習 | ¥70,000 | - | | |
| 現特定免許保有者 | 移行講習（学科） | ¥20,000 | ¥2,750 | ¥22,750 | |
| | 移行講習（学科+実技） | ¥90,000 | ¥2,750 | ¥92,750 | |
| 申請手数料 | 申請手数料 | 印紙代 | 送料 | 申請手数料合計 | ※講習終了後に、免許証の交付を海事代理士に依頼する場合の料金が上記に加算されます |
| | 1級 | ¥4,480 | ¥2,000 | ¥520 | |
| | 2級 | ¥4,480 | ¥1,800 | ¥520 | ¥6,800（※3） |

（※3）令和6年10月～申請手数料改定予定です。

③ 提出書類及びご入金等（本予約）が確認されましたら当日のご案内を送付いたします。

期日までに書類等の提出がされない場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。